

(別紙 2)

審査の結果の要旨 氏名 前田 亮介

本論文は、1890（明治 23）年の帝国議会開設から 1900 年の立憲政友会成立にいたる 10 年を対象とする。この間の政治史を扱った先行研究としては、藩閥と政党の妥協が思いのほか早く進展した要因を、帝国憲法の実際の機能から説明したものなどが挙げられる。しかし、藩閥によって独占されていた政治・行政機構に対し、政党が参入しえた要因については、いまだ十分に説得的な説明がなされてきたとはいえなかった。

それに対して本論文は、帝国議会設置の意義を、地方単位の利益調整のあり方を全国大の観点から再調整し、全国共通の新たな基準を作り出す場の誕生と捉えるところから出発する。その上で、この間の政党（自由党）が政治的比重を増大させ、藩閥・官僚制とともに政権を担い得る統治主体（政友会）として成長を遂げた要因を、地方政策をめぐる三つの問題群（北海道改革問題、治水費国庫補助問題、金融問題）から考察した独創性と意義には大きなものがある。

本論文は、藩閥政治家や政党指導者の遺した文書の博搜と読解に基づき、以下の三点を明らかにした。第一に、藩閥と政党が共有しうる改革シンボルとして北海道改革問題を捉え、両者の関係の変化の動態を分析した。第二議会（第一次松方正義内閣）を迎えた政府にあっては、品川弥二郎内相や白根専一内務次官などにより、自由党がかねてから「情弊」と批判してきた薩派の牙城・北海道庁の機構面・人事面での非藩閥化が進められ、農商務相を辞した後の陸奥宗光によっても、同問題を結節点として、自由党と伊藤博文の接近が図られた。

第二に、自由党が政権に参入してゆく過程を治水費国庫補助問題から分析した。全国で多発する水害に対し、膨張する治水費を抑制したい内務省は、治水費の国庫補助を求める地域の圧力にさらされて動く地方官と官僚制には、もはや依存できない現実に直面する。第六議会（第二次伊藤博文内閣）を機に、治水費膨張を抑止し、全国大での利益調整を図る代替案を自由党が示し得たことで、藩閥の政党観も好転する。こうして、地方官から自由党へと、全国大の治水要求を媒介する経路が変容し、政党は官僚制の限界を補う行政推進要因として登場する。

第三に、日清戦後、財政規模の拡大がみられたなかで、日本銀行はその支店網の拡大と総裁権力の増大によって地方経営の主導権を握るが、地方と金融をめぐる問題で地方経営の主導権を継承したものこそ、自由党一憲政党の星亨と松田正久らであったと跡づけた。

政治主体の意図と現実政治の展開との相関という点で、更なる実証が求められる部分があるなど、残された課題はあるものの、それは本論文が研究史上に持つ価値をいさかも減ずるものではないと考える。よって、本委員会は、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。